平成２２年（フ）第２４号
滋賀県東近江市中小路町570番地３
債務者　林　　晴文
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１２８９号
神戸市灘区下河原通３丁目６番12号
債務者　前薗　孝子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２号
神戸市須磨区多井畑南町１番地の１　1205号
債務者　金澤　真一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１６号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目89番地　ドール崇徳院204、前住所兵庫県尼崎市中在家町３丁目446番地　中在家ハイツ301
債務者　水田　和徳
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１５２号
兵庫県尼崎市大庄北２丁目12番４号
債務者　上原　誠二
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１７３号
兵庫県西宮市津門大塚町６番41号、前住所兵庫県西宮市仁川町４丁目４番24号サンリビング仁川103号
債務者　木富　淳之
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１８４号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目４番63号　杭瀬コーポ202号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町１丁目20番25号　山森文化202号
債務者　長尾　誠一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２号
兵庫県西宮市上甲子園２－８－15甲子園ハニーマンション106号　川上映子方、住民票上の住所兵庫県西宮市里中町３丁目１番12―305号
債務者　川上　秀人
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目５番３―604号
債務者　橋本　　央
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１号
兵庫県尼崎市潮江１丁目14番１―505号
債務者　福井　敏夫
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２号
兵庫県尼崎市立花町３丁目８番24号
債務者　山根八千子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目11番19号佐野マンション202号
債務者　津田　洋一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２号
兵庫県尼崎市浜３丁目14番25号
債務者　田口　善雄
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１００号
兵庫県芦屋市呉川町５番３号、前住所兵庫県芦屋市東芦屋町18番15―305号
債務者　田中　成子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０７号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目19番４―107号
債務者　有馬　誠二
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２０２３号
広島市西区己斐大迫３丁目27番１―602号
債務者　平野　健造
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２４号
広島市西区己斐大迫３丁目27番１―602号
債務者　平野眞由美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３３号
広島市西区己斐上２丁目51番23号
債務者　田村　香織
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部